明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○構造改革特別区域法の一部を改正する法律（六五）　四
○地域再生法の一部を改正する法律（六六）　七
○情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（六七）　四
○港湾法の一部を改正する法律（六八）　六
○母子保健法の一部を改正する法律（六九）　六

〔政　令〕
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一七五）　九
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七六）　九

〔告　示〕
○新潟空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通八九三）　九

〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　三
公聴会
新潟空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の一部失効関係　三
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇構造改革特別区域法の一部を改正する法律（法律第六五号）（内閣府本府）

1

酒税法の特例に関する措置の追加

㈠　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法（昭和二八年法律第六号）第七条第一項の規定により清酒の製造免許を受けた者（以下「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた清酒製造者による清酒の製造体験事業の実施主体である当該清酒製造者（以下「認定計画特定清酒製造者」という。）が、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（以下「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用することとした。

㈡　その他所要の改正を行うこととした。（第二七条関係）

2

都市計画法の特例に関する措置の追加

㈠　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の市街化調整区域であって、⑴及び⑵に掲げる特性を有することにより、市街化区域に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成（以下「建築物の建築等」という。）が無秩序に行われるおそれが特に大きいと認められるもの（以下「特定市街化調整区域」という。）において、当該特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計画的な市街化を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る土地区画整理事業を当該地方公共団体が自ら施行することができることとした。（第三二条関係）

⑴　周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること。

⑵　土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。

3

施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域再生法の一部を改正する法律（法律第六六号）（内閣府本府）

1

地域再生計画の記載事項の追加等（第五条第四項関係）

地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加することとした。

㈠　地域住宅団地再生区域において、住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は生活環境の整備に資するものに関する事項

㈡　農村地域等移住促進区域において、農村地域等移住者に対して既存住宅の取得等及び農地等についての権利の取得を支援することにより当該区域への移住の促進を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項